

東京大学地震研究所附属地震火山研究連携センター規則

令和5年12月21日 制定

(設置)

第1条 東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）に、附属研究施設として、地震火山研究連携センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、研究所の設置目的に沿い、地震火山に関する全国的・国際的規模の共同研究プロジェクトの企画・調整を通じて学内外にわたる連携を推進し、関連する研究を実施することを目的とする。

(構成)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、研究所専任の教授または准教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターを代表し、その管理運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所附属地震火山噴火予知研究推進センター規則(平成20年10月30日制定)は、令和6年3月31日をもって廃止する。